

綾川町告示第 122 号

地域計画を下記のとおり変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により公告し、当該計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域計画の案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに綾川町に意見書を提出することができる。

令和 8 年 8 月 21 日

綾川町長 前田 武俊

1 縦覧期間

自 令和 8 年 8 月 21 日

至 令和 8 年 9 月 3 日

2 縦覧場所

綾川町役場 経済課 綾川町滝宮 2 9 9 番地

3 意見書の提出方法等

- (1) 意見書を提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の利害関係人とする。
- (2) 意見書の提出期限は、令和 8 年 9 月 3 日とする。
- (3) 意見書（様式自由）により綾川町経済課に直接持参、郵送等にて提出してください。
- (4) 意見書には住所、氏名及び意見内容を明記してください。なお、受付時間は、執務時間内（平日 8：30～17：15）とします。
- (5) 意見書が提出された場合は、意見書の要旨をとりまとめ、結果を公告すること